

# 小規模事業者等経営サポート給付金を

## さらに拡充しました

岩見沢市 (R2.8改訂)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が激減している**中小企業者等**や、いち早く影響を受けた宿泊業・飲食業に対し支援を行うことで、事業の継続と雇用の維持を促進します。

給付額	宿泊業・飲食業を営む者 その他の業種を営む者	30万円 20万円
支援対象	<p>以下の(1)から(5)の要件をすべて満たす者であることが必要です。</p> <p>(1)岩見沢市内に本社を有する法人または岩見沢市内に在住する個人事業主 (岩見沢に店舗等を有すれば、岩見沢市外の法人、個人事業主もOK)</p> <p>(2)令和2年3月31日までに創業した事業者</p> <p><b>(3)中小企業者であること</b></p> <p>(4)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、ひと月の売上が<b>前年同月比で20%以上減少</b>している事業者</p> <p>(5)令和元年の売上が、飲食業・宿泊業においては、20万円以上の者、その他の業種においては、10万円以上の者(令和元年～令和2年3月までに創業した者を除く)。</p> <p>対象外:個人農業者、医師、歯科医師、助産師、協同組合、<del>一般社団・財団法人、公益社団・財団法人</del>、医療・宗教・学校・農業・社会福祉法人、任意団体</p> <p><b>※一般社団・財団法人、公益社団・財団法人が対象となりました</b> <b>※介護・障害福祉サービスを営む場合は医療法人、社会福祉法人でも対象となりました</b></p> <p>※医師、歯科医師、医療法人は特別加算の対象となります ※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。</p>	
受付	方法	<b>郵送での提出を基本とします</b> (下記の必要書類を同封し提出先へ)
	期間	令和3年1月29日(金)まで(消印有効)
	問合せ提出先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1-1 市役所経済部商工労政課 電話:0126-23-4111 内線271、272
	必要書類	<p>(1)申請書 ※押印必要、市のHPからダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、郵送いたしますので問合せ先までご連絡ください。</p> <p>(2)2019年分の確定申告書類の写し(月別売上表含む) ※月別売上表のない方は、年間売上を12で除した額を月額売上とします。 ※岩見沢市外の事業主の方は、市内に店舗等があることがわかる書類</p> <p>(3)2020年の減収月の事業収入額を示した帳簿等の写し ※様式は問いません。</p> <p>(4)通帳の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が分かる書類</p> <p>(5)本人確認書類(個人事業主のみ、いずれか一点) ＜運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、住民票等の写し＞ ※住所が分かる書類</p> <p>◆申請要領、申請書のダウンロードは、市HP(緊急情報●事業者の皆さんへ)参照</p>